

「NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針(案)」について(概要)

令和6年8月16日  
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室  
国土交通省物流・自動車局自動車整備課、海事局船舶産業課  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

## 1. 改正等の趣旨

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境の汚染を防止するため、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うこととしている。

令和5年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会(厚生労働省)、令和5年度化学物質審議会第1回安全対策部会(経済産業省)及び第237回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(環境省)(令和5年9月15日)において、ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)(以下「NPE」という。)を第二種特定化学物質に指定するとともに、NPEを使用する水系洗浄剤について、技術上の指針の遵守及び表示の義務を課す製品に指定することが適当であるとの結論が得られた。

これを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号。以下「政令」という。)において、NPEを第二種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行う(本改正案に係り令和6年7月26日から同年8月30日まで意見募集実施)。

これに伴い、「NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針」を制定する。

## 2. 制定する告示の概要

法第36条第1項において、主務大臣は、第二種特定化学物質及び政令第9条に定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの(以下「第二種特定化学物質等」という。)の取扱いについて、環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表すると規定されている。本告示は、NPE及びNPEを含有する水系洗浄剤(以下「NPE等」という。)の取扱いに関する技術上の指針を定めるものであり、NPE等を取り扱う場合に環境の汚染を防止するためにとるべき措置として、以下の事項を含む指針を定める。

- ・ N P E 等を取り扱う施設等の構造等について
- ・ N P E 等を取り扱う施設等の点検管理について（点検管理要領の策定等）
- ・ N P E 等の取扱作業について（作業要領の策定等）
- ・ N P E 等の漏出処理について（漏出処理要領の策定等）
- ・ 排水、廃液及び汚泥等の処理について

なお、主務大臣は、法第 53 条第 1 項第 3 号において厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣並びに業として第二種特定化学物質等を取り扱う者の行う事業を所管する大臣とされている。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 9 月頃

施行：令和 7 年 4 月頃

(以上)